

放射能汚染による有機農産物の格付け表示及び販売 に関する取り扱いと損害賠償請求について

今般の福島原発によって半減期8日の放射性ヨウ素や30年のセシウムによる放射能汚染が広範に及ぶことが確実視されるようになって、各地の有機認定農家から格付け表示に関する問合せが寄せられ、農水省担当課からも考え方が提示されてきましたのでその要点をお伝えします。

周知のように有機農産物のJAS規格は、生産の方法について定めたもので、農薬・化学肥料・遺伝子組み換え種子などの禁止資材（別表に記載されています）を使わない、汚染されない、非有機のものと混ざらないなどを規定しておりますが、放射性物質による汚染は想定されていません。したがって用水の利用と同じく一般農産物での取り扱いと同じ法律で規制されることになります。

つまり、基準値を超えない汚染土壌の場合であれば作付けを規制されない限り、生産も格付け表示も出来ることになります。今後の補償問題を考えた場合、自己判断だけで生産を中止としない方が良いと思います。仮に収穫後玄米等の可食部分に基準値を超えて放射能物質が含まれることが判明した場合には慣行栽培と同じように出荷停止となります。この際でもJASマークを抹消する必要はありません。（このことに関する問い合わせ先 消費・安全局総務課 代表:03-3502-8111(内線:4407)ダイヤルイン:03-6744-2136)

なお、こうした深刻な事態は東京電力のずさんな管理によって発生した事故ですので、損害賠償の請求ができることになります。そのための準備が農水省のホームページに掲載されましたのでご紹介します。

原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関する Q&A

1. 出荷制限対象となった農家に対する賠償はどうなるのか

(答)今般の原子力発電所の事故に伴い、野菜等の出荷制限の対象となった農家に対しては、出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するためにも、適切な補償が必要と考えております。

その補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となりますが、政府としても、適切な補償が行われるよう万全を期していく考えです。

具体的には、原子力損害賠償紛争審査会において、今回の事故の補償の範囲について、原子力損害の範囲の判定指針に基づいて判断されることとなっています。

2. 出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への対策や賠償はどうなるのか

(答) 現行の原子力損害賠償制度においては、出荷制限によるものに限らず、原子力発電所事故との間に、相当の因果関係が認められるものについては、補償の対象となるものと考えております。

平成11年に(株)JCO東海事業所で発生した事故の損害賠償においては、いわゆる風評被害に関し、例えば、放射能に汚染されていないことが明らかな商品がスーパーなどで販売できなくなり廃棄した場合がこれに該当すると判断されるなど、一定の範囲で補償が行われた例があります。

3. 農家は賠償のためにどのような準備が必要か

(答) 今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づいて判断されることとなります。

このような指針が明らかになるまで一定期間を要するため、現段階で、農家が前もって準備するものとして、

- [1]当該期間に生じた売上減少額や実損額
 - [2]当該期間に商品が返品され、再販売できない場合の実損額
 - [3]当該期間に販売できなかった生産物や在庫商品を廃棄した場合の処分補償額及び処分費用
 - [4]運転資金等を借り入れざるを得ない場合の金利相当額
- などが明らかになるような証拠書類を保管しておくことが必要です。

具体的には、

- [1]各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
 - [2]収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
 - [3]出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
 - [4]家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
 - [5]納税関係書類(損益計算書等)
 - [6]現況を示す写真
- などを保管しておく必要があります。

農林水産省としては、農家のこうした準備について関係団体を通じて適切な指導を行っていく考えです。

4. 賠償を受けられるまでの間、資金面での農家への支援はないのか

(答) 今回の原子力発電所事故に伴い出荷制限を受けている農家への補償については、まずは東京電力が責任を持って対応すべきものと考えておりますが、当面の運転資金等を借り入れざるを得ない農家等のために、当面の資金繰りを確保するなどの仕組みを早急に構築する必要があると考えております。

具体的には、

- [1]零細・小規模農家が個々に請求するのではなく、県中・JA等が個々の農家に代わって請求を行う
- [2]農家の当面の資金繰りを確保するためのつなぎ資金を提供するなど、農業実態に配慮した支援の仕組みを構築することが必要であると認識しており、農林水産省としては、早急に関係者と調整してまいります。

1～4に関するお問い合わせは 生産局農業環境対策課 代表:03-3502-8111(内線:4762) ダイヤルイン:03-3502-5956

5. 放射能汚染が発生した地域において、米などの作物を作付けてもよいのか

(答) 原発事故による影響が懸念される中、農業者にとっては、春の農作業を間近に控え、水稻の田植えをはじめ営農計画を早急に立てることが差し迫った課題であると承知しています。

現在発生している野菜の汚染は、主に空から降下する放射性物質が野菜の表面に付着することにより生じているが、今後作付けする米などの農作物については、土壌に高濃度の放射性物質が蓄積していれば、作物に吸収され汚染が発生する可能性があります。このため、米などの農作物の作付については、放射性物質が土壌中にどの程度蓄積されているか調査し、その結果を踏まえて判断する必要があります。農林水産省としては、関係県と連携して、早急に土壌のモニタリング調査を実施し、米などの作付が行われる前に一定の方針を示せるよう取り組んでまいります。

5に関するお問い合わせは生産局農業生産支援課 代表:03-3502-8111(内線:4824) ダイヤルイン:03-3502-5959

7. 出荷制限となっている野菜の廃棄をどうするのか

(答) 農林水産省から、出荷制限が行われている野菜等の廃棄の方法について、原子力関係の有識者で構成される原子力安全委員会緊急技術助言組織に確認したところ、不要な放射性物質の拡散を避ける観点から、

- [1]すきこみ及び焼却は望ましくない
- [2]既に刈り取ったものは集めて保管する
- [3]まだ刈り取っていないものは放置する

との助言を得たところです。この助言を基に、農業現場での混乱を解消するよう、都道府県に十分な説明、指導を行ってまいります。

7に関するお問い合わせは 生産局生産流通振興課 代表:03-3502-8111(内線:4825) ダイヤルイン:03-6744-2113

9. いつ出荷制限は解除されるのか

(答) 出荷制限については、今後、各県内の各地域等の当該品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合には当該地域等の当該品目の出荷制限を解除するものとしているところです。

・原子力発電所事故を踏まえた農産物等の安全確認は、厚生労働省が

(1)食品衛生法に基づく暫定規制値を決定・公表

(2)関係県の協力を得て、農産物等を調査

・今後、原子力発電所からの放射性物質の放出の状況も踏まえ、引き続き、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)において調査結果を分析・評価した上で出荷制限の解除等を判断

農林水産省としては、今後とも厚生労働省に全面的に協力し、出荷制限の実施・解除の前提となる農産物等の調査の円滑な実施に努める考えです。

9に関するお問い合わせは消費・安全局総務課 代表:03-3502-8111(内線:4407) ダイヤルイン:03-6744-2136

10. JCO 事故の際にはどのように賠償が行われたのか

(答) 平成 11 年 9 月 30 日に発生した(株)JCO 東海事業所の事故の際には、原子力損害の特殊性等から、当事者間の交渉が難航しました。このため、国・地方公共団体が交渉を促進するために積極的に関与して、損害費目ごとに相当因果関係の認められる範囲、損害額の算定方法等に関する「基本的な考え方」がとりまとめられました。

これを基に、具体的な賠償額は(株)JCO 東海事業所と被害者の間で個々に合意されております。

※いわゆる風評被害についても、判例で損害と認められているケースがあります(例:放射線汚染のない納豆について、新聞報道等により悪風評が生じ、売上が減少した場合)。

なお、その過程で、(株)JCO 東海事業所から、一定期間、一定区域の損害に限定しつつも、

(1)売上高減少に伴う損害額

(2)返品、廃棄処分

(3)キャンセル

(4)イベントの中止

(5)特別支出費用(品質保証のための放射線測定検査料、風評被害払しょくのためのキャンペーン経費等)

(6)いわゆる風評被害

等の賠償基準を提示した経緯があります。

また、具体的な支払は、以下のとおり行われました。

[1] 被害者からの請求額の 2 分の 1 を基準とする仮払いを年内の平成 11 年 12 月までに実施。

[2] 年明け後に賠償金の確定交渉を開始、正式な和解(示談)の取り交わし。

[3] 平成 12 年 3 月末までに、約 6,000 件の和解が成立。

今回は、その後に改正された原子力損害の賠償に関する法律に基づき、近く原子力損害賠償紛争審査会が設置され、(株)JCO 東海事業所の事故の例にならい、原子力の損害、損害の額の算定方法等に関する指針が定められることになっています。今後は、この指針に沿って、具体的な賠償が行われる見込みです。

10に関するお問い合わせは大臣官房食料安全保障課 代表:03-3502-8111(内線:3805) ダイヤルイン:03-6744-2376

有機農産物に関する問い合わせ先 生産局農業環境対策課代表:03-3502-8111(内線 4762) ダイヤルイン:03-3502-5956